

## ベーシック・インカム論争を前進させるために

元 田 厚 生

## 目 次

- 1 ベーシック・インカムにたいする反対論
- 2 自然の恩恵のとらえ方
- 3 過去労働の恩恵のとらえ方
- 4 コモンズの恩恵の捉え方

近著『豊かさをつかむために——落ち穂を残す精神』<sup>1)</sup>における分配にかんする議論は、それまでの著作、『経済学のパラダイム・チェインジ』<sup>2)</sup>および『個人主義と共同体主義の両面的乗り超え』<sup>3)</sup>における分配論を発展させたものであるが、一般書という近著の性格と紙数の関係でその点について言及することはできなかった。小論の目的はその欠を埋めながらベーシック・インカム論争を少し前に進めることである。

ベーシック・インカム構想の根幹は、年齢と就労の有無を問わずすべての個人に、ベーシック・ニーズを充足できるような所得を無条件で支給する、という考え方である。

以上が根幹であるがベーシック・ニーズそのもののとらえ方、年齢を考慮するか否か、とりわけ就労をまったく問わないかなどについて多種多様な修正バージョンが存在する。つまり、いまだ定説というものが確立していないのである。

たとえば、日本でベーシック・インカム論の入門書として紹介されている、トニー・フィッツパトリック『自由と保障——ベーシック・インカム論争』<sup>4)</sup>では、急進右派・福祉集合主義・社会主義・フェミニズム・エコロジズムの諸派が取りあげられている。

このようにこの論争にかかわる思想潮流の多様性に驚かされるが、他面でその多様さは、ベーシック・インカムとは何かという根本的問題がいまだはっきりしていないことを物語っている。

すなわち、年齢と就労の有無を問わずすべての個人に、ベーシック・ニーズを充足できるような所得を無条件で支給するという、ベーシック・インカムの正当性の根拠が解明されていないことがある。

この小論では、その根本的問題については生存権のレベルから考えるべきであることを明らかにして、ベーシック・インカム論争の前進をはかる積もりである。

## 1 ベーシック・インカムにたいする反対論

フィッツパトリックはベーシック・インカム論に対するもつとも重要でありかつもっとも頻繁になされる反対論が、ベーシック・インカムの無条件性、つまり、すべての国民に例外なく無条件に一定の所得を保証する点に向けられている、と見なしている<sup>5)</sup>。

ベーシック・インカム構想にたいする反対論が、勤労を含む社会貢献を少しも果たさないで所得を受け取る、いわゆるフリーライディング（ただ乗り）というものであることは容易に想像がつく。

そこで、フィッツパトリックは所得の無条件給付が正当性を失うと、ベーシック・インカム構想全体が「致命的なダメージ」を受けかつそれ自体の「理論的根拠」を失う、という観点から、この反対論については詳しく議論するとしている<sup>6)</sup>。

このフィッツパトリックの観点は正しい。そこで小論では、「ベーシック・インカム＝フリーライディング」という見方にたいする彼の反論を吟味することにする。その狙いは、正確さに欠ける彼の反論を補うことを通じて、ベーシック・インカム論争を少しでも前進させることである。

まず、フィッツパトリックはその反対論をつぎのように紹介している。

「ベーシック・インカムとは「ただでもらえる（something-for-nothing）」所得のことである。健常者であっても社会に対して一切貢献をする必要はない。それどころか、何もしないことを選択した場合でも、ベーシック・インカムを受給できるのである。市民権という概念が無意味でないとするならば、そこには権利と義務とのあいだのある種の互酬性が含まれていなければならない。しかしこのような義務（貢労働、ケアワーク、教育・訓練のうち、どれであるかは問わない）であっても実際に果たす必要がないのであれば、ベーシック・インカムはこの互酬性を破っているわけだから、義務を伴わない形で福祉の給付を行いうると言っているに過ぎない。

そのようなベーシック・インカムを導入するのであれば、誰かが生産のために払った努力に、別の者がただ乗りするのを助長し、経済的な意味での社会の持続可能性に脅威を与えるだけだろう。ベーシック・インカムは、人が社会のなかで生産的かつ有益な行動をしているか否かを判断する基準を撤廃するように見える」<sup>7)</sup>。

この引用文はフィッツパトリックが幾人かの反対論者の意見をまとめて「いいかえた」ものであるから、その論旨の不正確さはフィッツパトリックに由来するものではない。

たとえば、「何もしないで」「ただでもらえる」所得としてベーシック・インカムを表現することは、あまりにも短絡的で唐突すぎる。ベーシック・ニーズとは何かという、生存権のレベルからアプローチすれば「何もしない」という事態を想定することは一義的にあり得ない。

それは後の問題としても、フィッツパトリックが権利と義務という互酬性を伴わない市民権は無意味という反対論について、一言も言及していないことは賛成できない。

その第1は、市民権を無条件に前提してベーシック・インカムに反対することの問題性である。

通常、市民の義務として最初に取りあげられるのは納税の義務であり、フリーライダーはその義務を果たしていないとしてやり玉にあげられる。しかし、市民の義務を取りあげるならば市民の権利も取りあげなければならない。

タックスペイヤーの権利が保証されていないという、現代社会の問題である。たとえば、公共事

業体であっても幹部の選挙による選任・予算案の住民投票・情報の開示の3点セットに欠けるとき、その事業体は簡単に従業員の私的利息を追求する組織に性格を変えてしまうことである。

この点は前著で、現代組織の2つの性格、つまり社会貢献型と収益優先型という違いは、組織形態たとえば公営組織か民営組織かという組織形態の違いに由来するものではなく、組織の性格に由来すること、つまり公営組織も何ら住民の監視を受けないとき、簡単に構成員の私的利息を追求する組織へとその性格を変えることを明らかにした<sup>8)</sup>。

この点では、「公務員＝無条件で社会に貢献する人」という前提に立って報道している、日本のマスコミは大いに反省しなければならないのであるが、それをおいても、市民権を権利・義務の互酬性と見なしてその上で「義務」を声高にいいつる現状に釘をさす必要があるだろう。

フィッツパトリックにこの点にかんする言及がないのは残念である。

第2は、ベーシック・インカムに対する反対論にたいしては、市民権というレベルではなく生存権のレベルで考えるべきことを明確に対置すべきことである。なぜなら、生存権は「義務を伴わない権利」ではなく人間存在の本質ならびに根源にかかわるものだからである。

そのレベルで反対論を吟味すれば、「ベーシック・インカム＝フリーライディング」という反対論、上の引用文の表現を使えば「誰かが生産のために払った努力に、別の者がただ乗りする」、という反対論の曖昧さについて何よりもまず指摘することができたはずである。

たとえば、「ベーシック・インカム＝フリーライディング」説をとなえるジョン・ロールズが、何もしないで一日中サーフィンばかりしている「浜辺のサーファー」をフリーライダーと呼んでいることに対し、「しかし、サーファーも何らかのことを行っているのだという指摘がすぐに返ってくるだろう。彼または彼女はサーフィンを見て楽しむ人に娯楽を提供しているのだ、と」<sup>9)</sup>、フィッツパトリックは書いている。

しかし、ロールズにたいする反論としてはこれはお粗末である。つまり、何もしていない人がただでベーシック・インカムをもらう、というレベルで議論することそれ自体が問題なのである。

たしかに福祉制度を悪用する人々が後を絶たない現状は、ロールズのフリーライディング批判を正当化するように見える。したがってなおのこと、サーファーも娯楽を提供しているなどという低次元の反論では、ベーシック・インカムの本質を明らかにすることはできない。

これは生存権のレベルで反論しないことの限界の現れである。その点については順次明らかにする。

さて、フィッツパトリックは上の引用文に続けて、フリーライディングという反対論に対する再反論のうちで「最も説得力があると思われるもの」は、自然と過去労働の恩恵説 (the inheritance argument)・雇用レント説 (the employment rents argument)・ pragmatique 説 (the pragmatic argument)・プライスタグ説 (the price-tag argument) の4つであるとして、それについて紹介している。

しかし、ベーシック・インカム論は原理的に生存権のレベルで基礎づけるべきである、という小論の観点からすれば、4つの再反論のうちで最も重視すべきは最初の「自然と過去労働の恩恵説」である。以下、この議論に絞って紹介し論評する。

## 2 自然の恩恵のとらえ方

### ①訳し方の問題

まず、訳書における the inheritance argument にたいする解釈を補正することから始める。

訳書では the inheritance argument に「自然の恵みに関する議論」および「自然からの授かりもの説」という訳語をあて、後者を多用している。

その訳し分けが問題ではない。フィッツパトリックにおける the inheritance を、「自然の恵み」ないし「自然からの授かりもの」と解釈することが問題なのである。

Inheritance には「神ないし自然からの恩恵」という意味があるから、著者フィッツパトリックの見解を問わなければ、訳書のように「自然の恵み」・「自然からの授かりもの」と翻訳することは可能である。

しかし、フィッツパトリックは別である。なぜなら、かれは the inheritance argument の意味をつぎのようすに要約しているからである。

訳書：「要するに、自然からの授かりもの説 (the inheritance argument) によれば、既存の社会財 (existing social assets) の大部分は、(a) 現在の労働の産物というよりは、(b) 自然と過去の経済からの授かりもの (the product of our natural and economic inheritance) である。ベーシック・インカムは、(a) から見れば (in terms of) フリーライダー (free riding) になるが、(b) から見ればそうはならない」<sup>10)</sup>。

拙訳：「要するに、恩恵説 (the inheritance argument) によれば、現存する社会資産 (existing social assets) の大部分は、(a) 現在の労働の産物というよりは、(b) われわれの自然と経済の恩恵の産物 (the product of our natural and economic inheritance) である。ベーシック・インカムというものは、(a) の観点に立てば (in terms of) フリーライディングとして定義されるが、(b) の観点に立てばそうはならない」。

このように著者フィッツパトリックは恩恵 (inheritance) という意味を、自然からの恩恵と過去の経済 (過去の労働) からの恩恵の2点から構成される、と理解している。したがって、彼の the inheritance argument を訳書のように「自然からの授かりもの説」、あるいは「自然の恵みに関する議論」として解釈することはできない。

そこで the inheritance argument を直訳すれば「恩恵説」となるがいま1つ中身が表出されない。そこで小論では、訳書からの引用に際しては「自然と過去労働の恩恵説」と注記することにする。

訳出にこだわった理由は、そこにフィッツパトリックの問題性が存在しているからである。

フィッツパトリックは、「ベーシック・インカム=フリーライディング」という反対論にたいする「最も説得力があると思われるもの」の最初に、「自然と過去労働の恩恵説」をとりあげるというように、彼はこの考えを重視している。

この観点は正しいのだが彼は反対論にたいする論駁に成功していない。その最大の理由はベーシック・インカムの根拠を「自然の恩恵」だけに求めるべきところ、「自然と過去労働の恩恵」に求めていることにある。

その理由は順次明らかにするが、出発点として彼による the inheritance argument の解釈が、「自

然の恩恵説」ではなく「自然と過去労働の恩恵説」であるという理解が必要である。そこに彼の特徴と限界が現れているからである。

訳書はこのような問題の所在を明るみに出さないという限界を有する。

さて、ペーシック・インカムただ乗り論への正しい反論は、富の源泉論、つまり、労働だけでなく自然もまた富の源泉であるという議論のレベルで行う必要がある。

より正確にいえば、自然は人間労働なしに「労働」し生産物を「産出」する、つまり、富の本来的源泉が自然そのものなのである。これまでこの自然の無償の恩恵によって、さまざまな理由で労働が困難な場合でも人間は生存することができた。ペーシック・インカム論はこの応用にすぎない。

富の本来的源泉という表現は存在しないが、「自然が労働する」という考えはアダム・スミスやリカードウなどの古典派経済学者の理説であった。その意味でペーシック・インカム論争を前進させる試みは、富の本来的源泉を忘れている現代経済学の歪みを、古典派経済学という、現代経済学の源流にさかのぼって矯正する試みでもある<sup>11)</sup>。

## ②共通利用権をめぐって

さてフィッツパトリックの議論の紹介に移れば、まず彼は無人島に漂着した人々が日々収穫した魚の半分を蓄える場合、波乗りだけして魚取りをしないサーファーもその蓄えの一部にたいする請求権（claim）を持つという。

「サーファーへの反対論がとる前提の1つとして、社会的な共同基金に何も投じない者にはそこから一銭たりとも受け取ることを許すべきではない、というものがあげられる。しかしこの前提は、現在の労働（第一義的には賃労働とケア労働のことを意味する）が現存する社会資産（social assets）のストックに対して行っている貢献を過大に見積もっている」<sup>12)</sup>、と。

わたしたちの身の回りに存在する社会的資産、社会的インフラに代表されるそれは、労働だけによりもたらされたものではないこと、つまり、その割合を数量化することはできないとはいえる自然の恩恵がそれをもたらしていること、ここまで正しい。

しかしつぎが問題である。続けて彼は具体的理由をつぎのように2つあげる。

「第1に……私たちが今享受している富は、すべての者の共同所有の対象（joint property）である自然資源から得たものである……。だから、たとえサーファーが生産的なことを何一つしていなかつたとしても、サーファーは依然としてこの自然資源の共通の所有者（common owner）なのである。このことは、捕まえようと努力しなくとも、毎日一定数の魚が浜辺に打ち上げられている島に住むことができる幸運と似ている。ゆえに、これは、他人が行った漁によって基本魚手当が可能になっているのではなく、島のおかげだということになる。このような環境のもとでは、サーファーはフリーライダーとはいえない」<sup>13)</sup>、と。

まず訳書との違いから説明すれば、その第1は、natural resourcesを「天然資源」ではなく「自然資源」と訳出したことである。生存権のレベルつまり「自然と労働」のレベルで議論する以上、訳語は「天然資源」よりも「自然資源」が相応しい。

第2の違いは、自然資源を joint property と表現する場合、それを「共同財産」ではなく「共同所有の対象」と訳出したことである。それは、後に「魚の料理」という労働についてフィッツパトリックは考察しているのであるから、「魚」は「財産」というよりも「所有の対象」と見なしている

からである。

第3の違いは、common owner を「共同所有者」ではなく「共通の所有者」と訳出したことである。引用文にはないがフィッツパトリックには、「共同かつ共通の所有者 (the joint common owner)」という用語法が存在することから分かるように、彼は共同 (joint) と共通 (common) を区別しているからである。

しかし、その区別が明瞭でないところに彼の議論の曖昧さが現れていることも事実であるが、それはともあれ、訳出に際しては共同 (joint) と共通 (common) を区別する必要がある。

さてつぎに議論の本論、つまり、ベーシック・インカムを受け取ることがフリーライディングを意味しない、という本論を取りあげる。結論的にいえば彼の理由づけははっきりしない。

たとえば、ベーシック・インカムを受け取ることを、「捕まえようと努力しなくても、毎日一定数の魚が浜辺に打ち上げられている島に住むことができる幸運と似ている」というが、それは、サーファーは自然対象である魚を取得する権利（共通利用権）を保証されていることを意味するにすぎない。

つまり、その魚を食糧として利用するためには、魚の拾い集めと調理という労働が必要になる。しかし、フィッツパトリックは「浜辺に打ち上げられている魚」という表現はアナロジーで、実態は「他人が行った漁」の成果（魚）を何もしないサーファーがただで受け取ることができることだという。

これは生産成果の共通占有権が保証されていることを意味するが、共通利用権と共通占有権は別ものである。前者は自然の産物（恩恵）を利用する権利であるが、後者は他人の労働が付加された産物にたいする占有権だからである。

つまり、浜辺に打ち上げられている魚を無償で利用する権利と、他人の漁の成果（魚）をただで受け取る権利とは同じではない。

この区別にかんする具体例として、数年前のインドで実際にあった話を紹介する。

コカ・コーラ社が買った土地を地下深く掘り下げ、ポンプで大量の水をくみ上げたため、周辺の農地が干上がり裁判所に訴えたことにたいし、2003年12月16日、バラクリシュナン・ナイール判事はコカ・コーラ社に対し、プラチマダ地域における地下水の強奪的な汲み上げを中止するよう命令した。

その判決文は、最近の先進国の裁判では聞かれなくなったほど格調の高いものである。その一部を紹介する。

「公共信託の法理が第一に依拠するのは、大気・海水・森林のようなある種の資源は住民全体にとって非常に重要なものであるがゆえに、私的所有の対象とするのはまったく不當であるとの原則である。かかる資源は自然の賜物であり、社会的地位に関わりなく何びともこれを無償で利用することができなければならぬ」。

「この法理が政府に対し、これらの資源を万人が享受できるよう保護する義務を課すものである以上、私的所有者による利用もしくは商業目的の利用は許可されるべきではない」。

「海浜、流水、大気、森林、および環境的に脆弱な土地は、あらゆる市民を例外なく受益者とする」<sup>14)</sup>、と。

これは、土地自然は人間の生存条件であるがゆえに、誰でもそれを利用できる権利（共通利用権）

を有することについて、物質文明に犯された先進諸国では久しく聞くことのないほど格調高こうた  
いあげた判決文である。

### ③共通占有権をめぐって

この共通利用権を前提にしても、サーファーがなぜ他人の労働の成果の一部に対する「請求権」  
を有することになるのか、ここまでとこではその理由は明らかになっていない。

その点を補うようにフィッツパトリックはいう。

「生産的かつ有益な労働は社会的活動であり、自然資源は社会以前のもので社会的な協働(cooperation) の產物ではないから、「何もしていない者」であっても、すべての者の利用に供されている (make available to all) 自然資源、すなわち、自然の恩恵のある種の分け前 (a share) にたいする資格のようなどを無条件で与えられている」<sup>15)</sup>、と。

訳書との違いはいくつかあるが、最も重要なものは後半の訳出にある。その点については後に触れるとして、まずフィッツパトリックの議論を吟味する。

人間が自然の一部であることは外的自然をその生存条件とすることを意味するから、土地自然を共通に利用する権利は人間存在に備わった固有の権利と見なすことができる。

このことをフィッツパトリックは「すべての者の利用に供されている自然資源」、つまり、自然資源はすべての者の利用に供されている、と表現している。問題は、この共通利用権から直接、「すなわち、自然の恩恵のある種の分け前 (a share) にたいする資格のようなどを無条件で与えられている」、としていることである。

これは生産物のうちで「自然の恩恵」に該当する部分にたいする共通占有権のことであるが、それは共通利用権とは別の概念である。

共通利用権は、土地自然を個人であれ団体（国家や自治体）であれ縛張りして「自分のもの」とすることが正当性をもたないことを意味する。縛張りすることが所有であるから所有はどんな場合でも他人を排除するという、排他的性格を持っている。

たとえば、マルクスはしばしば「社会的所有」論者ないし「共同体的所有」論者として誤解される。それは読み手が「社会主義=生産手段の社会的所有」と誤解しているからであるが、実体のない「社会」が所有主体になれないことは、「会社」が政治献金の主体になれないことと同じである。

しかもマルクスは、すべての所有つまり地球の一部を縛張りすることはその主体がだれであれ、排他的な私的所有であるという記述を残している。

すなわち、「より高度な経済的社会構成の立場からみれば、地球に対する個別的な個々人の私的所有は、ちょうど1人の人間による他の人間に対する私的所有と同じように、完全にばかげたものとして現象するだろう。社会というものや国民といふものや同時代の諸社会を一緒にしたものでさえ、土地の所有者ではない。それらは土地の占有者(Besitzer)、土地の用益者(usefruitiers)にすぎず、良き家父としてつぎの世代に改良して伝えなければならないのである」<sup>16)</sup>。

分かりやすくいかえれば、個人であれ団体であれ、人間は「土地の占有者・用益者」、われわれの表現を使えば共通利用権者にすぎないから、「土地の所有」はどのような形態を取ろうとも私的所有のものである、ということである。

したがって、社会が所有主体になり得ないことを度外視しても、「土地の社会的所有」というよう

な具象でも私的所有性という排他的性格を有するすれば、所有なるものの前段に、土地自然に対する共通利用権の存在を設定せざるをえないことは明らかである。

しかしここで疑問が生じるだろう。インドの判決でいう「大気・海水・森林のようなある種の資源」についてはすべての人の共通利用を容認するとしても、牧草地や畑や農地はどうなのか、という疑問である。

なぜなら、天然のままの土地自然は少なく、多くの土地自然が浪費を防ぐように管理するため縋張り（所有）されてきた歴史を有するからである。

それにたいする回答は中世ヨーロッパにある。そこでは土地を持っていない貧民が、教会から1年間牛を借りて乳と生まれた仔牛を自分のものとすることことができたのは、自分が所有していない土地にたいする共同放牧権を認められていたからである<sup>17)</sup>。

共同放牧権は一面では共通利用権の一種といえるが少し違う。その放牧地は自然のままの原野ではなく、人の手によって管理されコントロールされてきた土地だからである。つまり、原理的に表現すれば「自然と労働のアマルガム」である牧草のうちで、「自然のプレゼント」に該当する部分にたいする共通占有権を容認したことを意味する。

#### ④「落ち穂を残す精神」

もちろんどこまでが「自然のプレゼント」に該当するか線引きすることはできない。もともとそのような線引きないし数量化が必要と思うのは、現代社会における収益を優先する精神の反映にすぎない。

それに対してヨーロッパには、「自然のプレゼント」を「落ち穂を残す精神」の具現として実践してきた歴史がある。

所有には排他的性格が付きものとはいえ、所有には該当する土地自然を浪費しないように管理する側面も含まれるから一概に否定することはできない。しかしその排他的性格を緩和する必要はある。それが生産成果の一部を「落ち穂として残す精神」なのである。

つまり、それは他者の権利ではなく生産関係者の義務、自然の恩恵にたいする感謝の気持なのである。

フィツツパトリックに戻れば、「自然の恩恵のある種の分け前（a share）にたいする資格」が、生産成果に対する共通占有権を人間が有するという、ゆるやかな意味ならば、正確な表現ではないが問題は少ないだろう。

しかし、共通占有権を「無条件に有する資格」と表現されると正しいとはいえない。

再度いえば、共通占有権は生産関係者の「落ち穂を残す」義務であり、自然の恩恵にたいする感謝の現れだからである。その感謝の気持ちが他者の生活を思いやり「落ち穂を残す」という精神として具体化した、と理解すべきである。

このようにベーシック・インカムは「人間の生存における自然の役割と比重」に対する認識に深くかかわっている。つまり、それは社会福祉論などの社会政策論のレベルではなく、富の本來的源泉とは何かという経済本質論のレベルで議論しなければならないのである。

この点を横においてもフィツツパトリックの議論は錯綜している。その根本的原因は、自然の共通利用権、および生産成果の共通占有権という、所有関係論に先立つ利用関係論および占有関係論

が欠けている所為である。

この点については後で触れるとして、ここまで保留してきた訳書の訳出について言及する。先の引用文の後半を訳書では、「すべての者が手に入れられるようになった天然資源、すなわち自然からの授かり物の分け前 (a share) を無条件で受給する資格がある」と訳出しているが賛成できない。

この訳出はフィッツパトリックの理解に照らしてもあまりにも強すぎる。

彼が「無条件で与えられていた」としたものは、「自然の恩恵のある種の分け前 (a share) にたいする資格のようなもの」であっても、「分け前 (a share) を受給する資格」そのものではない。

この両者のニュアンスはだいぶ異なるのであるが、ポイントは a share の訳出にある。これは a some kind of share を含意するものとして、したがって「資格」についても「ある種の分け前にたいする資格のようなもの」と訳出すべきと思う。

### 3 過去労働の恩恵のとらえ方

フィッツパトリックの議論の追跡を続ける。

「しかし、サーファーへの反対論を行う者の中には、自然資源を社会資産にするためには労働が必要である」と指摘する者がいる。たとえ魚が浜辺に打ち上げられていたとしても、それを誰かが運んで料理しなければならない。サーファーは働かないという選択をする以上、魚が自然資源であっても、他人が生産に力を貸した分については請求権 (claim 「受給権」……訳書) がないことになる」<sup>18)</sup>、と。

労働を媒介する場合、生産成果の一部は自然に由来し残りは労働に由来する。「自然に由来する部分」を生産者が排他的に所有することは正当性をもたないから、第3者に何らかの形で提供することになる。これが「落ち穂を残す精神」である。

したがって、「他人が生産に力を貸した分」つまり他の労働に由来する部分にたいする「請求権」というものは、本来、当事者以外がもつことはない。にもかかわらずフィッツパトリックは「請求権」がサーファーにあるという。

彼はその第2の論拠を過去労働に求める。

「第2の根拠が必要となる。現在の労働だけでは、自然資源を社会資産に変えるためになされた労働のうち、ごく一部しか説明できない。事実、私たちがこれまでに蓄積されてきた富を享受できるのは、大部分、過去の労働のおかげなのである。話を島に戻すと、社会資産とは、島に凜著した祖先が残してくれた宝物——そのまままで食べられる魚——のようなものだと言える。あるいは、ガル・アルペロヴィッツが言うように、現存する富の90パーセント以上は今日の労働者の努力の結晶というよりも経済的な恩恵——これまでに進歩した技術や知識からなる——なのである」<sup>19)</sup>、と。

#### ①経済の配当をめぐって

サーファーが他人が調理した魚にたいする請求権を有するという論点と、社会資産の多くが過去労働の蓄積物であるという議論は同じ次元に属さない。つまり、ベーシック・インカムの理論的根拠を明らかにする次元で、自然の恩恵と過去労働の恩恵を同列に論じることはできない。

まず第1に、「技術や知識」などの過去労働は、原理的には、社会的生産力の発展をもたらすファ

クターとして考える必要がある。そう考えれば生産力の発展の成果、つまり、経済の配当<sup>20)</sup>をモノの増加として利用し、ベーシック・インカムの財源とする考え方の一面性が分かることだろう。

生産力の発展と経済の配当について少し詳しく説明する<sup>21)</sup>。

生産力は自然的なものと社会的なものの2面から成り立っている。たとえば、豊作や豊漁は自然の生産力が上昇したケースであるが、それ以外のほとんどは複数の人々の生産力つまり社会的な生産力である。それは具体的には、彼らによる生産方法や技術や組織力の改良・工夫・発見によるものである。

そこで一見すると、社会的な生産力は特定の個人や集団たとえば企業が発展させているように見えるし、瞬間的にはそうである。しかしもっとマクロ的に見る必要がある。

たとえば、製紙技術の普及は各国に伝わった年が記録されている珍しい例であるが<sup>22)</sup>、同時に、それは製紙技術が世界的な交流の産物であることを示している。したがって、1690年にアメリカのA社が製紙技術をはじめて具体化して生産を開始した場合、瞬間にみれば製紙にかかる生産力をA社が発展させたといえるが、マクロ的には間違いである。

つまり、ある地域で獲得された知識や技術は、戦争を含む人の移動を通じて他の地域に伝わり、そこで改良されたり洗練されたりしたものがまた別の地域に伝わる、というようにして発展してきたからである。

このように社会的生産力の発展を瞬間的に見れば特定の人や企業の成果のように見えるとはいえる、マクロ的に見ればそれが世界的な交流の産物であり人類的な営為の成果であることが分かる。

したがって、生産力発展がもたらす「経済の配当」は本来、人類的利益に使われるべきであるが、現状ではそれを人類全体に分配する術（すべ）がない以上、最低限でも国民的レベルで分配すべきことになる。

では、それは社会的生産力の成果をベーシック・インカムとして使用することを意味するのだろうか。その可能性一般を否定するものではないが、生産力発展をただちにモノの増加生産に結びつける思考の仕方、つまり、それがモノに囚われた思考になっていないか考える必要があるだろう。

そこで生産力の発展について原理的に考えてみよう。

生産力の発展は一定量の生産物を単位にすれば生産する時間の減少、つまり可処分時間（トキ）の増加となって現れ、一定の生産時間を単位にすれば、生産される生産物（モノ）の量の増加となって現れる。

これまで人類はある使用価値、たとえば食糧の生産から生まれた可処分時間を別の使用価値、たとえば道具の生産に当てるなどというようにしてきた。つまり、可処分時間をモノの増加生産に利用するという方法である。

しかし、現代世界の課題はこれまでのモノの増加生産を見直すことにある。特殊的にみても、食糧は分配の仕方を間違わなければ全人類を養うだけの分量が生産されている。

一般的にいえば、一方では、土地自然はこれ以上のモノの過剰生産に耐えられないほど疲弊しているし、他方では、生活の豊かさがモノの量に比例しないことことが分かってきた。つまり、享受能力<sup>23)</sup>をプラス・アップすれば少ないモノから豊かな使用価値を引き出すことができるのである。

したがって、いま国民の前には2つの選択肢が存在する。生産力の発展がもたらした可処分時間

(トキ) を生活に振り向けて労働時間を減らすのか、それとも引き続きモノを生産する労働時間として使うのかという2つの選択肢がある。

この2つの選択肢は、物質的な豊かさを追求するのか、それとも精神的な豊かさを追求するのかという選択に対応している。これまでの選択の結果、日本は「労働するために生活する」が、西ヨーロッパは「生活するために労働する」、という違いとなって現れている。

このように考えると、技術や知識などの社会的生産力がもたらす経済の配当を、ベーシック・インカムの財源としてモノの増加に利用する、というフィットパトリックの考えには賛成することはできない。

## ②過去労働の蓄積をめぐって

他方、フィットパトリックが社会資産の大部分を過去労働の堆積と見なし、そこにサーファーの請求権を見いだしているという論点は成立しないとはいえる、社会的インフラを無料で使用している企業が利潤の一部を社会的利用に供すべき理由としては傾聴に値する。

この点の先駆者がシューマッハーである。

つまり、シューマッハーは私企業が公的資金によって整備されたインフラストラクチャーから無料で便益を引き出していることを踏まえて、私企業の利潤と経営に対して社会がある種の請求権ないし参加権を有すると考えたからである。

すなわち、「公的権威がインフラストラクチャーのコストを払っているのであるから、私企業のコストの大部分を公的権威が負担しているということは真実である。したがって私企業の利潤とは、その実際に獲得したものを大きく誇張しているのである。／実情を反映させる現実的な方法は、私企業の利潤に対する公的支出の貢献を、生産手段に対する所有構造の中に認めることである」<sup>24)</sup>、と。

シューマッハーにおいて注目すべきは、まず、現代の土地自然を過去労働が蓄積された土地自然として、つまり、インフラストラクチャーとして具体化し、その上で土地自然にたいする共通利用権に基づく共通占有権を展開していることである。

具体的には、大企業に限定してあるが、法人税の代わりに株式の一部を公的力 (public hand) が保有するように変え<sup>25)</sup>、その株式保有を通じて、利潤の一部を慈善事業に振り向けるなどして社会に還元したり<sup>26)</sup>、会社が公的目的を逸脱することがないように監視したりすることである。

また、その株式を保有する主体（公的力）についても、それが官僚や政治家によって構成されることによって生じる弊害を防ぐため、地域の労働組合・専門職団体・経営者団体の各代表と、陪審員選出と同じ方法で選ばれた地域住民とからなる、社会評議会としている。

この一部はイギリスの水道公社カムリなどで実践されていることであるが、公共性を政府や地方自治体が体現しているとする日本の理解の稚拙さを逆に照射するものもある。

さらに、その社会評議会の権限も、企業体の経営権をいたずらに侵犯しないように限定されるとする点も参考になる。

つまり、社会評議会が保有する株式の議決権は、通常は休眠状態におき、「公共の利益に照らして、現在の経営者の活動に干渉する必要があると判断したときに限り、特別な委員会に、それまで休眠していた議決権を発動させるよう求めることができる」<sup>27)</sup>、とするからである。

このようなシューマッハーの構想は、土地自然にたいする共通利用権と共通占有権を現代的に具

体化したものとなっており、今なおその輝きを失っていない。

#### 4 コモンズの恩恵の捉え方

つぎに、ジェームス・ロバートソンの「自然の恩恵」説にたいするフィッツパトリックの見解を取りあげる。狙いは、フィッツパトリックがベーシック・インカムの根拠を正しく「自然の恩恵」に求めているかどうか、再度検討することである。

というのもロバートソンにも若干の曖昧さがあるから、フィッツパトリックがその曖昧さを補正できているかどうか検討すれば、フィッツパトリックの理解の程度を推し量ることができるからである。

##### ①Common resources とは何か

まず最初は、ロバートソンの基軸概念である common resources の訳語：共有資源から検討する。

通常、「共有」という日本語が頻繁に使われる。あたかもその言葉が読み手に同じ意味内容を伝達できるかのようであるが、調べてみると実態はだいぶ違う。正確な用語を確定できない場合に、いわば苦しまぎれに「共有」という言葉が選択されているように思われる。

具体的にいえば、私的所有や個人的所有の反対の意味内容を表現するとき、昔は「国家所有」という言葉を使っていたが、国家社会主義の問題性が明らかになって以降は「社会的所有」という用語を使うようになった。

すでに言及したように「社会」は所有主体になりえないにもかかわらず、現在でも「社会的所有」という言葉を使う論者がいる。おしなべて所有関係論の研鑽が未熟である。

「共有」という言葉も「社会的所有」という言葉と同じ使われ方をしている。つまり、私的所有や個人的所有の反対を漠然と意味するものとして。しかし多くの場合、私的所有や個人的所有という用語の意味内容を確定しないまま、その反対語として「共有」を使うため、どのような所有関係からの変化なのか読者に不明な場合が多い。

その限界は、「共有」という言葉をあたかも「共同所有」という用語の簡略語として使う場合に如実に現れる。

しかしそれは正しくない。なぜなら、「共同所有」は総称概念であり、「総有」・「合有」・「共有」はその様式概念にほかならないからである。この点はすでに検討済みである<sup>28)</sup>。

さて以上の予備的考察を踏まえて、ロバートソンの common resources の解釈（訳出）の仕方に移ると、フィッツパトリックの訳書もロバートソンの訳書もともに common resources に「共有資源」という訳語をあてているが、これは賛成できない。

一般的に common とは「すべての人に共通した」という意味であるが、この一語で「共有」なし「共同所有」を意味していると理解することには無理がある。

共同 (joint, collective) が個別 (personal, individual) の結合という意味合いをもつのにたいし、common はすべての人に共通にかかるという意味合いをもつのであるから<sup>29)</sup>、「共同」と「共通」とに訳し分ける必要がある。

フィッツパトリックが「共同」と「共通」を区別していたことはすでに言及した。では、ロバートソンは common resources の意味をどのように規定しているのだろうか。

それは、「この {シティズン・インカムという……引用者} 提案を支える原理は「自然とその資源 (resources) はすべての人の利益 (benefits) のために存在する」<sup>30)</sup>、という表現によく表れている。

このように彼の場合、resources すなわち「自然の資源」は「すべての人」の共通の「利益のために存在する」、という意味で common resources という言葉を使っているのであるから、その訳としては「共通の自然資源」、意訳して「コモンズ」が相応しい。

## ②ロバートソンの最良の見解

しかしロバートソンも若干混乱している。「自然または社会がつくりだした common resources」という表現が 2 カ所存在するが、この「社会」という付加は賛成できない。

たとえば、彼の真意が明確に表現されているのは「地価税」の記述で、土地の賃貸価額から「土地所有者と前所有者が実施した開発価値」を控除し、「自然だけが作りだした価値」だけに課税する、としている個所である。

「自然の恩恵」にだけ課税しそれを財源にしてベーシック・インカムを支払う、とすればパーフェクトである。

以上、ロバートソンの見解を見てきたのでそれを踏まえて、つぎに彼にたいするフィッツパトリックの理解の仕方について見ることにする。

まず、フィッツパトリックはロバートソンおよびその他の見解をつぎのように要約して紹介している。

「現在、市民はコモンズとその価値の平等な分け前を享受していない。大多数は少ししか受け取っておらず、少数の者が多くを受け取っており、公平な分け前になっていない」<sup>31)</sup>、と。

ロバートソンの見解に限定していえばこの要約は正しい。しかし、フィッツパトリックが続けてつぎのように紹介するとき、それは正しいとはいえない。

「1970 年代の半ばから、ロバートソンは、課税は私たちにとって不要なもの——例えば汚染——に対してなされるべきであって、私たちが必要とするもの——例えば仕事——に対してなされるべきでないと主張してきた (Robertson, 1974)。というのは、人びとが社会から減じた価値に対して課税するのではなくて、社会に加えた価値に対して課税するのは不合理だからである」<sup>32)</sup>、と。

すでに見たようにロバートソンには若干の曖昧さが残るとはいえ、その主張の最良部分は自然だけが作りだした価値に課税すべきというものである。ところがフィッツパトリックは、「私たちにとって不要なもの——例えば汚染・「人びとが社会から減じた価値」に課税すべきと、あたかもロバートソンが主張しているかのように要約する。

フィッツパトリックにはロバートソンを環境派とみなす先入観があったのではないだろうか。

フィッツパトリックが使っているロバートソンの著作は、完成された著作 The Transforming Economic Life: A Millennial Challenge (1998) の数年前のものであるが、ロバートソンの主張が大幅に変わっているとは思えない。

さらに、フィッツパトリックがロバートソンのコモンズをつぎのようにまとめていることを見ると、彼の無理解がいっそうはつきりする。

「コモンズ common resources の利用（汚染や廃棄物に対する環境の処理能力=）にたいする課税の段階的導入」<sup>33)</sup>

これではロバートソンの最良の見解、すなわち、自然だけが作りだした価値に課税してそれをベーシック・インカムの財源にすべきという見解の影も形もなくなってしまう。

ロバートソンは展開はしてはいないとはいえ、彼の所説から読み取るべきはつぎの点である。——富の2つの源泉のうちで自然は人類に無償の恩恵をもたらすから、それは人類が共通に利用すべきである、具体的には、自然の恩恵を享受している現在の所有者に課税しその税収をベーシック・インカムに当てる、このようにして全人類が自然の恩恵を共通に享受することができるようになる、ということである<sup>34)</sup>。

このように、ロバーツンは「自然の恩恵」をベーシック・インカムの財源に指定している点において、他のベーシック・インカム論者から本質的に区別しなければならない。拙著において彼の所説をシティズン・インカム論として、名称の面においてもベーシック・インカム論から区別した所以である。

以上、ベーシック・インカム論の入門書として高い評価を得ている、フィッツパトリックの『自由と保障』の原理的部分、つまり、ベーシック・インカムの根拠はどこにあるのか、すべての人がベーシック・インカムを受け取ることはフリーライディング（ただ乗り）ではないのか、という根幹部分に焦点を絞って考察してきた。

その結果、ベーシック・インカムの原理的解明は富の源泉が自然と労働であることを踏まえ、系譜的には「自然も労働する」ことを明らかにした古典派経済学にさかのぼって検討すべき必要があることが明らかになったのである。

## 注

- 1) 中西出版、2008年。
- 2) 創風社、1998年。
- 3) 桦出版社、2007年。
- 4) トニー・フィッツパトリック『自由と保障——ベーシック・インカム論争』武川正吾／菊地英明訳、勁草書房、2005年。引用は訳書によるが訳文を変える場合はその都度注記する。なお原書は訳書の底本と同じものを使用した。
- 5) 同前、69頁。原書ならびに訳書ではベーシック・インカムをBIと略語におきかえて使っている。しかし、それはあまりにも仲間内の議論スタイルを意味すると考え、訳書からの引用にさいしてもBIをすべて「ベーシック・インカム」と表現する。
- 6) 同前、同頁。
- 7) 同前、同頁。
- 8) 拙著『豊かさをつかむために』、前掲、第8章第3節。
- 9) トニー・フィッツパトリック、前掲、69頁。
- 10) 同前、71頁。
- 11) 拙著『豊かさをつかむために』、前掲、第5章第1節。
- 12) フィッツパトリック、前掲、69-70頁。
- 13) 同前、70頁。
- 14) ヴァンダナ・シヴァ「コーラ工場と闘うインドの女性たち」((Le Monde diplomatique 2005年3月

- 号 <http://www.diplo.jp/articles05/0503-4.html>)。
- 15) フィッツパトリック, 前掲, 70 頁。
- 16) K.マルクス『資本論』第 3 部, 大月書店, 1986 年, S.784。この訳書には原書頁が付されている。傍点は引用者。
- 17) 拙著『個人主義と共同体主義の両面的乗り超え』, 前掲, 第 11 章。
- 18) フィッツパトリック, 前掲, 70 頁。
- 19) 同前, 71 頁。
- 20) 「経済の配当」とは筆者の造語である。軍縮によって得た富を平和的に使うことを「平和の配当」という表現からヒントを得て, 生産力の発展から得た可処分時間(トキ)は人類の経済活動がもたらした「配当」である, という意味を込めている。拙著『豊かさをつかむために』第 7 章第 1 節参照。
- 21) 以下は拙著, 前掲, 第 7 章に詳しい。
- 22) まず, 植物繊維を原料として使う製紙技術は, 751 年タラスの会戦で捕虜になった唐の工人がサマルカンドに連れてこられ, そこで製紙技術を伝えたことがきっかけになって西方に伝播した。それまで西方ではギリシャ生まれの羊皮紙が使われていたが, 植物製紙はまたたく間にそれを駆逐して行った。製紙技術が伝わった国と年を列挙すればつぎのようになる。——パクダット(795 年), エジプト(960 年), リビア(1040 年), スペイン(1150 年), フランス(1189 年), イタリア(1270 年), ドイツ(1320 年), スイス(1350 年), オーストリア(1370 年), ベルギー(1405 年), イギリス(1494 年), デンマーク(1540 年), スウェーデン(1540 年), フィンランド(1560 年), ロシア(1567 年), オランダ(1586 年), ノルウェー(1654 年), アメリカ(1690 年), カナダ(1803 年)。
- 23) 拙著『豊かさをつかむために』, 前掲, 第 3 章。
- 24) シューマッハー『スマール イズ ビューティフル』小島慶三他訳, 講談社文庫, 1986 年, 343 頁。ただし訳は同じではない。以下も同じ。特に訳書では public authorities と public hand をともに「公共機関」と訳出しているが, 両者を区別するところにシューマッハーの独自性があることからすれば賛成できない。取りあえず本稿では, 前者を公的権威, 後者を公的力と訳出する。
- 25) 同前, 370-371 頁。
- 26) この慈善事業への拠出の意義についてシューマッハーはいう, 「若者, 老人, 身体障害者や忘れられた人たちを助ける仕事という, 資本制社会ではとかく軽視される問題の解決に役立っただけでなく, 一般の社会ではめったに見られないような社会意識をコモンウェルスの成員に植え付けることにもなった」(同前, 355-356 頁), と。
- 27) 同前, 373 頁。
- 28) 拙著『経済学のパラダイム・チェインジ』, 前掲, 第 4 章第 4 節。
- 29) Common の意味については同前を参照。
- 30) ロバートソン, 前掲, 63 頁, ただし訳は異なる。
- 31) フィッツパトリック, 前掲, 233 頁。ただし訳書のつぎの箇所は変えてある。「現在, 市民は共有資源や価値の分け前を平等には受け取っていない」(do not now enjoy an equal share of those common resources and values)。
- 32) 同前, 222 頁。
- 33) 同前, 223 頁。
- 34) 拙著『豊かさをつかむために』, 前掲, 第 5 章。
- (本稿は学校法人札幌大学平成 20 年度研究助成の成果の一部である。)